

看取りに対する指針

1. 看取りに関する基本的な考え方

人生の最終段階における治療の開始、不開始及び中止等の医療のあり方の問題は、従来から医療現場で重要な課題となってきた。人生の最終段階を迎えた患者及び家族と医師をはじめとする医療従事者が最善の医療とケアを提供するためのプロセスを制定する。

2. 人生の最終段階における医療及びケアのあり方

1) 原則

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行ない、患者本人による決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療を進めることができる。

2) 医療・ケアチーム

人生の最終段階における医療の場で、医療行為の開始、不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は、多専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。

医療チームとは、担当医師・看護師・ソーシャルワーカー等で構成される。

3) 緩和ケア

医療・ケアチームにより可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行なう必要がある。

4) 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は対象としない

3. 方針決定へのプロセス

1) 患者の意思が確認できる場合

- ① 専門的な医学的検討を踏まえたうえで、インフォームド・コンセントに基づく患者の意思決定を基本とし、多専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームとして行なう。
- ② 治療方針の決定に際し、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行ない、患者が意思決定を行ない、その合意内容で文書にまとめておくものとする。
上記の場合は、時間の経過・病状の変化・医学的評価の変更に応じて、また患者の意思が変化するものであることに留意して、その都度説明し、患者の意思の再確認を行なう必要がある。
- ③ このプロセスにおいて患者が拒まない限り、決定内容で家族にも知らせることが望ましい。

2) 患者の意思が確認できない場合

- ① 家族が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。
- ② 家族が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。
- ③ 家族がいない場合及び家族が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。

3) 複数の専門家からなる委員会の設置

上記 1) 及び 2) の場合において、治療方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
- ・患者と医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合

リビングウィル

～人生の最終段階における医療及びケアに対してのご希望を記入してください～

ご自身、またはご家族が病気や事故で意識や判断能力が障害され、その回復が見込めない状態になった場合を想定してください。その際、積極的な延命処置を希望しますか・・・？

☐ 1. 望まない	☐ 自然のままで延命処置は望まない
☐ 2. 望まないが 右記の処置 のみ希望す る	☐ 抗生物質の使用 ☐ 点滴の使用 ☐ 中心静脈栄養からの高カロリー輸液 ☐ 鼻チューブからの栄養補給 ☐ 胃瘻（いろう）からの栄養補給
☐ 3. 望む (2の中で希 望の項目に も記入をお 願いまし ます)	☐ 心臓マッサージ ☐ 延命のための人工呼吸 （この処置は一度開始すると自発呼吸がない限り、中止の ご希望に添えないことをご注意ください） ☐ 血圧を上げるための薬の使用
☐ 4. 了承しまし た	状態が急変した場合、至急ご連絡いたしますが、ご家族が間に合わないこともございますのでご理解ください。
5. その他	ご希望、ご要望があればご記入ください

* このご希望はいつでも修正・撤回できますので、お申し出ください。

* 法的な意味はありません。

上記の内容を十分に理解し、同意いたします。

年 月 日

患者様のお名前 印

代理人又は御家族のお名前 印

続柄（ ）

希望を理解し、治療を行っていきます。

医師 _____ 印

看護師 _____ 印

医療法人社団ときわ会
常盤平中央病院